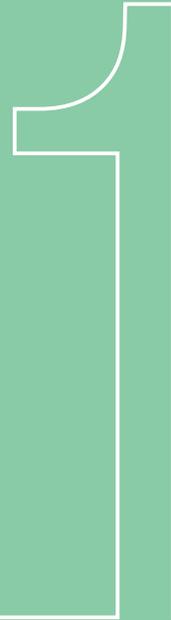


第1章
はじめに

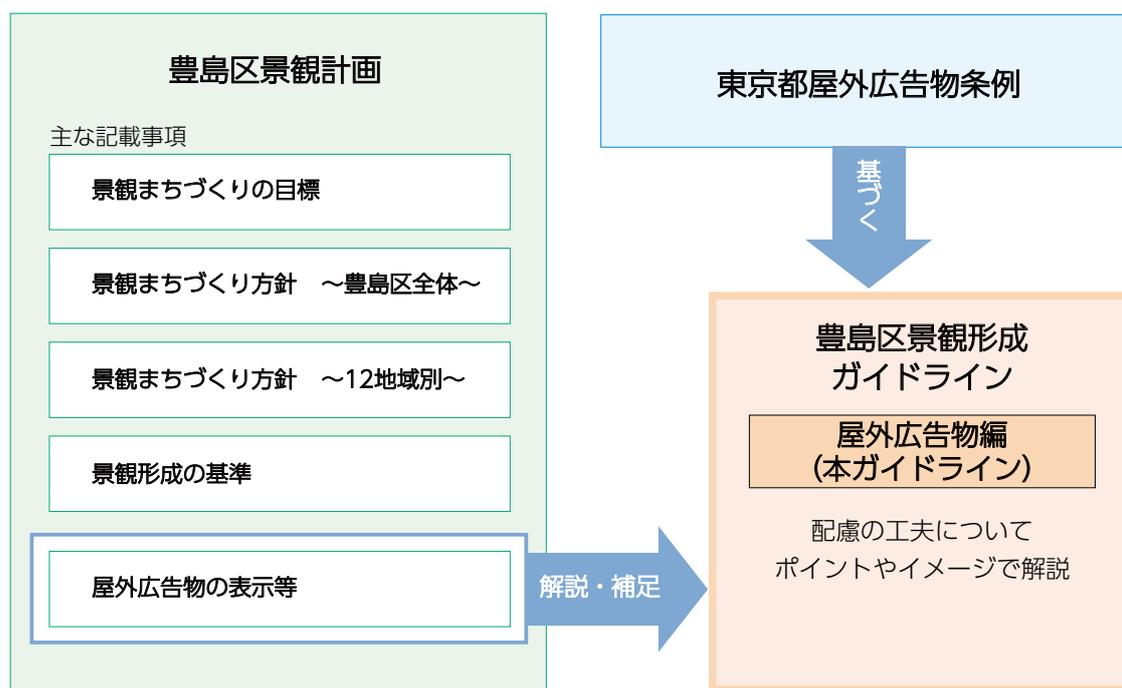


第1章 はじめに

1. 景観形成ガイドライン屋外広告物編の位置づけと役割

- 豊島区では、区の特性を生かしたきめ細かな景観づくりを推進するため、これまで取り組んで来たアメニティ形成条例の取組みを継承しつつ、景観法に基づく「豊島区景観計画」を平成28年3月に策定しました。
- 本ガイドラインは、豊島区景観計画の「7章 屋外広告物の表示等」に基づき、都市の景観に影響を与える屋外広告物について、東京都屋外広告物条例や関係法令の規定による基準に加え、景観に配慮すべき事項を示したものです。
- 豊島区では、東京都屋外広告物条例の許可申請の対象となる屋外広告物について、豊島区景観条例に基づき、景観計画区域内(豊島区全域)の行為における事前協議を行っています。
- また、東京都屋外広告物条例の許可申請の対象とならない屋外広告物等についても、本ガイドラインの中で、地域の景観特性や、周囲との調和に配慮すべき事項を定めます。

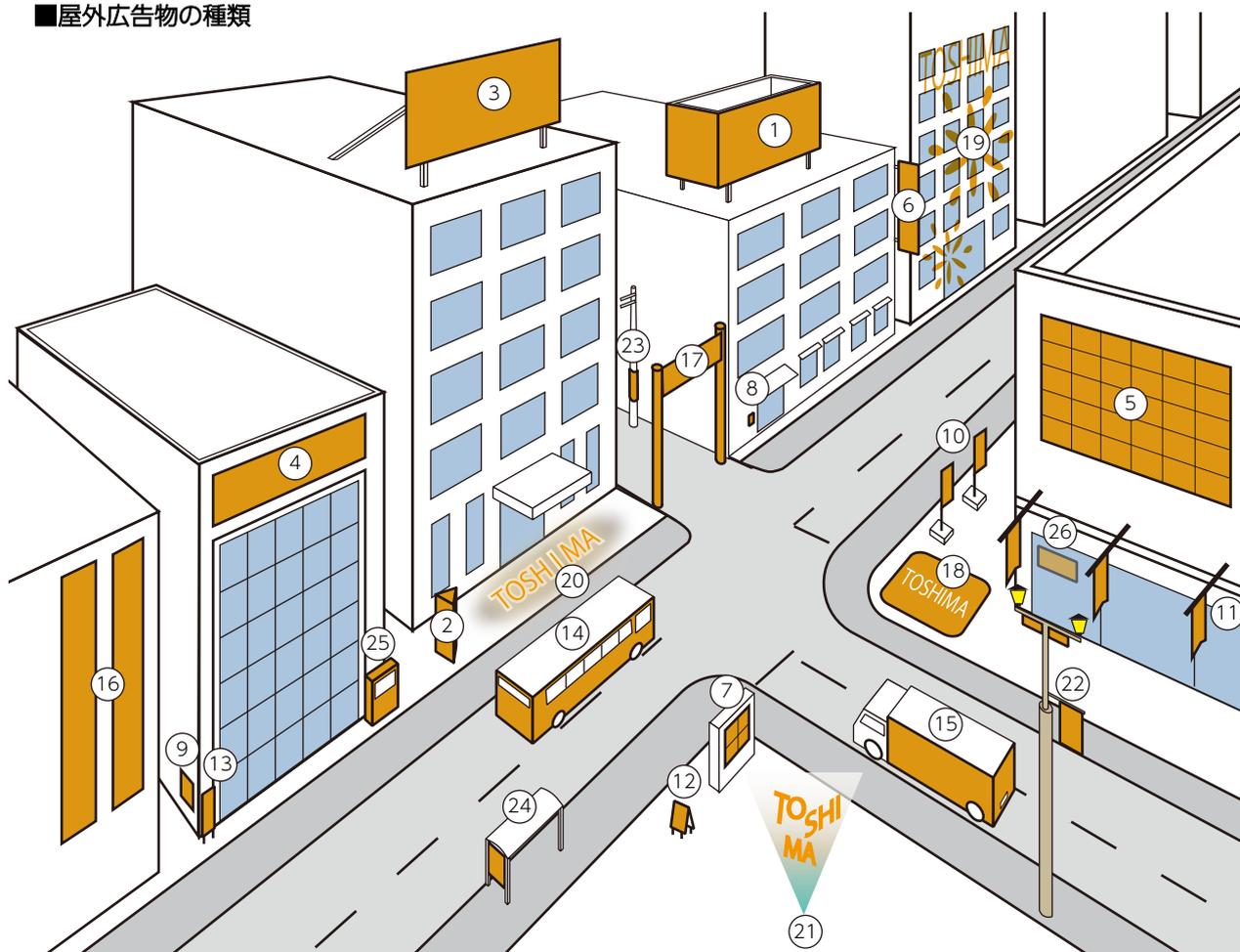
■本ガイドラインと「豊島区景観計画」との関係



2. 対象となる屋外広告物

○屋外広告物法では、「屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と定義しています。しかしながら、良好な景観を形成するためには、屋外広告物の対象を広く捉える必要があります。

■屋外広告物の種類



屋外広告物

図中の 番号	屋外広告物 の種類	配慮事項・掲出 事例掲載ページ
①	広告塔（屋上）	……P14
②	広告塔（地上設置）	……P16
③	広告板（屋上）	……P14
④	広告板（壁面）	……P14
⑤	大型ビジョン	……P14,18
⑥	広告板（突出広告）	……P15
⑦	広告板（テラサイン）	……P16,18
⑧	小型広告板（壁面）	……P14
⑨	貼り紙・貼り札	……P17
⑩	広告旗	……P16
⑪	フラッグ（突出広告）	……P15
⑫	立看板	……P16
⑬	置看板	……P16
⑭	車体利用広告（車体外面利用）	……P18
⑮	広告宣伝車	……P18
⑯	広告幕	……P15
⑰	アーチ	……P17
⑱	路面広告	……P18
⑲	壁面投影広告	……P19
⑳	路面投影広告	……P19
㉑	空間投影広告	……P19
㉒	フラッグ（商店街街路灯利用）	……P17,34
㉓	電柱利用広告	……P17
㉔	広告板（バス停上屋）	……P34
㉕	自動販売機広告	……P19

屋外広告物に準ずるもの

㉖	窓面（内側）利用広告	……P19
---	------------	-------

3. 屋外広告物の掲出にかかる手続き

- 区では、東京都屋外広告物条例の許可手続きとは別に、豊島区景観条例に基づく景観計画区域内における屋外広告物の設置に当たっての事前協議を実施し、景観計画に基づく景観形成への配慮や工夫などの相談・指導に取り組んでいます。広告物の表示・設置後は、完了報告を実施します。
- 建築等の景観事前協議の際、屋外広告物の計画がある場合には、できる限り同時に事前協議します。

■屋外広告物の掲出までの流れ

